

Q760. 自己都合、会社都合などの退職事由を考慮して退職金額を決めることはできますか。

退職金支給額の決定方法について使用者に裁量があると認められる場合には、退職事由を考慮することは可能です。

他方、例えば、退職事由に関係なく勤続年数に比例して退職金額が決まる旨定められているような場合には、退職事由を理由に退職金を減額することはできません。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

勤務弁護士作成